



平成 27 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 三 ッ 知
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 村 瀬 修
(J A S D A Q コード番号 : 3 4 3 9)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 部 長 兼
経 営 企 画 室 長 樋 口 哲 也
T E L 0 5 2 - 7 9 8 - 1 1 2 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 26 日開催の取締役会において、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 53 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 6 月 24 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載の通り、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 29 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 29 日 (火曜日)

以 上

【別紙】 変更の内容は次の通りであります。また、これに加え、第9条における各号の表記について、数字に括弧書を付した表記（例：（1）、（2）、（3））とする旨の変更並びに、第10条、第12条、第14条、第16条、第18条、第23条、第24条、第28条（変更案第29条）、第44条（変更案第40条）及び第49条（変更案第45条）における各項の表記についても、括弧書を外した数字表記（例：1、2、3）とする旨の変更も行います。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（条文省略） （公告方法）</p> <p>第4条 本会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。 （新 設）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第19条（条文省略） （取締役の員数）</p> <p>第20条 本会社の取締役は<u>12名以内</u>とする。 （新 設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>（2）</u>（条文省略） <u>（3）</u>（条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条（条文省略） （新 設） （新 設）</p> <p>第23条～第26条（条文省略） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり） （公告方法）</p> <p>第4条 本会社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。 <u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第19条（現行どおり） （取締役の員数）</p> <p>第20条 本会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は8名以内とする。 <u>2. 本会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2.</u>（現行どおり） <u>3.</u>（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条（現行どおり） <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第26条（現行どおり） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) (2) 本会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 本会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 本会社の監査役は3名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2. 本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第33条 本会社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録) <u>第38条 監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。 <u>(2) 監査役会</u>の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) <u>第39条 監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第41条 本</u>会社は、取締役会の決議によって、<u>監査役</u> (<u>監査役であったものを含む。</u>)の<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める<u>最低責任限度額</u>を控除して得た額を限度として免除することができる。 <u>(2) 本</u>会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査等委員会議事録) <u>第36条 監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。 <u>2. 監査等委員会</u>の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査等委員会規程) <u>第37条 監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第42条～第44条</u> (条文省略) (会計監査人の報酬等) <u>第45条 会計監査人の報酬等</u>は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条～第40条</u> (現行どおり) (会計監査人の報酬等) <u>第41条 会計監査人の報酬等</u>は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p><u>第46条～第49条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p><u>第42条～第45条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>本</u>会社は、<u>第53期定時株主総会終結前の行為</u>に関する<u>会社法第423条第1項</u>所定の<u>監査役</u> (<u>監査役であったものを含む。</u>)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 第53期定時株主総会終結前の社外監査役</u> (<u>社外監査役であったものを含む。</u>)の行為に関する<u>会社法第423条第1項の賠償責任</u>を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項</u>の定めるところによる。</p>